

農地の賃借料情報の提供について

令和 6 年 1 月
旭川市農業委員会事務局

～「賃借料情報」とは～

旭川市内の農地について、1年間に農地法3条に基づく許可又は農業経営基盤強化促進法に基づく集積計画の公告を行った賃貸借の農地面積10アール(1,000㎡または1反)あたりの賃借料を田及び畑の別に、また田についてはさらに地域で区分し、その平均額、最高額、最低額を算出したものです。

旭川市農地賃借料情報

令和5年1月から令和5年12月までの間に許可又は公告した賃貸借における農地10アールあたりの賃借料の水準は、次のとおりです。

【田の部】

地区	地区詳細			
	平均額	最高額	最低額	件数
東鷹栖	全域			
	11,200円	15,700円	3,600円	76件
永山	全域			
	11,100円	13,000円	6,600円	46件
江丹別	全域			
	6,600円	10,500円	4,000円	9件
神居(A)	雨紛			
	10,300円	14,200円	8,600円	6件
神居(B)	上雨紛, 神華, 共栄, 富岡, 富沢, 西丘, 豊里, 神居古潭			
	7,200円	11,200円	2,700円	13件
西神楽(A)	西神楽1線から2線まで, 旭神町			
	11,000円	14,500円	4,400円	32件
西神楽(B)	西神楽3線から5線まで, 西神楽南			
	7,500円	11,700円	2,700円	25件
東旭川(A)	旭正, 忠別, 共栄, 上兵村, 下兵村, 日ノ出, 倉沼, 豊田			
	10,000円	16,400円	3,900円	171件
東旭川(B)	桜岡, 東桜岡, 米原, 瑞穂			
	6,200円	10,800円	2,100円	57件

【畑の部】

市内全域	平均額	最高額	最低額	件数
	2,500	3,300円	1,000円	29件

※注意

- ・区分全体の平均額に対し、その±70%の額を超えるもの（特に安価、高価な契約）は除きます。
- ・賃借料の額はいずれも計算結果を四捨五入して100円単位としています。
- ・神居地区及び西神楽地区並びに東旭川地区において、記載の無い区域については、全てBの区域に該当します。